
5 「 Q & A 」

【群馬県ふくし総合相談支援事業について】

Q1 群馬県ふくし総合相談支援事業を実施する意味は？

A1 少子高齢化、人口減少が進むなか、地域には複雑化・多様化・潜在化した課題を抱える住民が増えてきています。そこで、住民の身近にある社会福祉法人が、地域における公益的な取組である本事業の実施を通じて、様々な「生活のしづらさ」を抱えているが制度に結びついていないニーズ、制度の狭間にあるニーズをキャッチすることで、支援に繋げることを目的としています。

Q2 この事業に参加するには、何をしなければいけないのか？

A2 相談支援を実施していただくために「なんでも福祉相談員」の配置（兼任可）をしていただきます。加えて、参加社会福祉法人の種類に応じた年会費納入（別表参照）のご協力をお願いします。

Q3 年会費は、社会福祉法人単位で納めるのか？社会福祉施設ごとに納めるのか？

A3 本事業は、社会福祉法人の存在意義を大きくアピールするために、県内の社会福祉法人が一体となり、連携して取り組むものです。そのため、年会費は社会福祉法人単位でのご協力をお願いします。

なお、なんでも福祉相談員の配置も、社会福祉法人単位で1名以上の設置をお願いしておりますが、設置施設だけで相談を受け付けるのではなく、社会福祉法人全体で受けとめていただければと思います。

Q4 この事業の開始時期はいつからか？

A4 平成30年7月を目標に、全ての参加社会福祉法人で一斉にスタートすることを予定しています。事務局も随時、本事業の周知を図っていきますので、住民から相談があった際には、困りごとを受けとめていく体制を整備して対応くださいますようお願いいたします。

【総合相談について】

Q5 自分の施設分野以外の相談が来たらどうするのか？

A5 本事業では、全ての参加社会福祉法人で総合相談を行なっていただくこととしています。分野を問わず受けとめて把握するよう努めていただき、既存の制度や対応できる専門機関に繋げていくことになります。

相談を受けた社会福祉法人が全てを抱え込むのではなく、参加社会福祉法人のネットワークや連絡会議等で意見交換したり、事例検討をしたりして対応していきたいと思っております。

Q6 利用者の家族からの相談は本事業の活動の対象となるか？

A6 利用者の家族からの相談は、現在も各社会福祉法人で実施しているものと思います。しかし、相談内容のなかには、世帯全体の課題を総合的な視点で受けとめて困りごとを把握しなくてはいけない場合があります。家族全体の課題を支援する、という視点は本事業の活動の基本的視点であると考えます。

Q7 どれくらいの期間まで相談を受ける必要があるか？

A7 相談期間は特に決めていません。ケースに応じて臨機応変に対応していただきたいと思います。

【なんでも福祉相談員について】

Q8 なんでも福祉相談員とはなにをするのか？

A8 様々な課題を抱えながらもどこに相談したらよいか分からない住民の相談を、分野を問わず受けとめて生活課題を把握するよう努めてください。把握した課題毎に、既存の制度や対応できる専門機関に繋げていくことになります。

Q9 社会福祉法人単位で設置されるなんでも福祉相談員の資格要件などはあるか？

A9 資格要件はありません。

相談者の困りごとを、分野を問わず受けとめて生活課題を把握して既存の制度や対応できる専門機関につなげることに努めていただきます。

Q10 なんでも福祉相談員は複数でもよいか？一度なったら途中の変更はできないのか？

A10 複数の配置でも構いません。なんでも福祉相談員を変更される場合は、『様式1-2』にて県社協事務局にお知らせください。

Q11 相談支援担当として、専任職員を配置する余裕はない。職員の負担が増えるのでは？

A11 本事業における「なんでも福祉相談員」は、必ずしも専任配置を求めるものではありません。兼任で配置して、本来業務に支障がない範囲で取り組んでいただけます。

なお、相談支援担当を対象とした研修会を開催して、相談対応等を学んでいただくことで、安心して相談支援に取り組んでいただけます。専門職としての技術向上に役立てていただけるとともに、各機関との連携する機会も増えると思いますので、社会福祉法人としての課題解決力の向上、人材育成や地域貢献など様々なメリットがあると考えます。

【年会費について】

Q12 事業経営状況が厳しくて年会費の協力が難しい。

A12 本事業は、参加法人からの年会費等を財源としています。「生活のしづらさ」を抱える生活困難者に対して、「なんでも福祉相談員」による相談支援の円滑な実施のため事例検討等の研修会の開催、各社会福祉法人の本事業の取り組みについて一般県民向けに広報やホームページでのPRに力を入れていきます。

社会福祉法人の存在意義を社会に大きくアピールするために、群馬県内にある全ての社会福祉法人が参画されることで、より一層の効果があると考えています。ご理解とご協力をお願いします。

【その他】

Q13 自分たちの法人だけでもできると思うのだが……。複数法人で連携して活動する意味はあるのか？

A13 小規模な社会福祉法人も含め、すべての社会福祉法人が「地域における公益的な取組」を進め、社会福祉法人が必要な存在であることを社会にアピールすることが求められています。県内全域で連携して実施することで次の効果が考えられます。

①社会に対するアピール力を強化することができます。②1法人では対応できない課題に対して、複数法人で連携することで、各々の専門性を踏まえた対応が期待できます。③他法人のなんでも福祉相談員との関わりが増えることで、知識や経験を共有できてスキルアップに繋がります。

Q14 本事業の広報はどうするのか？参加社会福祉法人が独自で広報してもよいのか？

A14 県社協では、ステッカーの作成や、県社協ホームページへ参加社会福祉法人名及び連絡先の公開、チラシ等の作成を通じて県民への周知を図ります。同時に、未参加社会福祉法人への参加呼びかけを実施します。

参加社会福祉法人においても、地域住民に広報していただき、社会福祉法人の存在意義を訴えていただきたいと思います。